

平成 30 年度 軽自動車税

問合せ先 市税務課資産税グループ

グリーン化特例って？

自動車環境対策として、排出ガスおよび燃費性能に応じ、税率を軽減したり、上乘せしたりする特例措置です。三輪および四輪の軽自動車税には「軽課税率」と「重課税率」が導入されています。

- 軽課 環境負荷の小さい自動車は、税率を軽減
- 重課 初度検査年月*から13年を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を上乘せ

※初度検査年月

最初の新規検査を受けた年月（新車登録をした年月）で、自動車検査証（車検証）のこちらで確認できます。

自動車検査証

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別
札幌〇〇〇あ 1234	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月	軽自動車
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量
AB12-3456789	4人	〇〇〇 kg	〇〇〇 kg

初度検査年月別の税率の区分早見表

初度検査年月	課税年度													
	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
平成16年3月以前														
16年4月～17年3月	○ ←													
17年4月～18年3月														
18年4月～19年3月														
19年4月～20年3月														
20年4月～21年3月														
21年4月～22年3月														
22年4月～23年3月														
23年4月～24年3月														
24年4月～25年3月														
25年4月～26年3月														
26年4月～27年3月														
27年4月～28年3月														
28年4月～29年3月														
29年4月～30年3月	☆													

平成30年度から新たに重課税率の対象となるのは、初度検査年月が平成16年4月から平成17年3月までの車両です。

【例】

四輪乗用（自家用）
7,200円
⇒ 12,900円（重課適用）



三輪および四輪の軽自動車の税率（税額）

区分		①旧税率	②新税率	グリーン化特例（軽課税率）			③重課税率	
		初度検査年月が平成27年3月以前の車両	初度検査年月が平成27年4月以降の車両	電気自動車など	燃費性能		初度検査年月から13年経過した車両	
					大きく優れている車両※1	優れている車両※2		
三輪		3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	4,600円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	4,500円

※1 燃費性能が大きく優れている車両

= (乗用) 平成32年度燃費基準+30%達成車、
(貨物) 平成27年度燃費基準+35%達成車

※2 燃費性能が優れている車両

= (乗用) 平成32年度燃費基準+10%達成車、
(貨物) 平成27年度燃費基準+15%達成車

※1、※2いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車または、平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

各燃費基準、燃費性能の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

廃車・譲渡の申告を忘れていませんか？

4月1日までに申告を完了していないと、1年分の税額が全額課税されますのでご注意ください。

